

～医療機関・薬局で板橋区の国民健康保険証を提示できずに診療・お薬を受け取られた方へ～

診療等の費用の払戻しのご案内

※急病など緊急その他やむを得ない理由で板橋区の国民健康保険証を提示しないで保険診療を受け、いったん全額を自己負担した場合、診療等の費用の一部払戻しを受けられる場合があります。

○診療等を受けた月の間に払戻しを受ける場合

- 受診した医療機関等にて払戻しを受けてください。

速やかに板橋区の国民健康保険証を医療機関等に提示していただき、自費で支払った医療費から自己負担額（医療費の3割または2割）を引いた残りの金額（医療費の7割または8割）の返金を『医療機関・薬局から』受けてください。

○診療等を受けた月以降に払戻しを受ける場合

- 板橋区役所国保年金課国保給付係にて手続き（療養費の申請）が必要になります。
※区民事務所ではご対応が出来ません。
※世帯主の口座へお振り込みします。

◆チェックリスト（持ち物） ※いずれも原本が必要です

- 板橋区の国民健康保険証
- 乳子青親障の医療証（お持ちの方のみ）
- 領収証（10割の金額）
- 診療（調剤）報酬明細書（レセプト） ← 診療（調剤）明細書とは異なります。ご注意ください。
お会計時に領収証と合わせて交付を受けてください。
医療機関にて発行していただけます。
- 世帯主の口座が分かるもの ← 手続きの際に振込口座の記入が必要なため

*審査機関による審査を経て、国民健康保険の対象となる金額から自己負担額を引いた金額が支給されます。

*振込みまで3ヵ月程度かかります。

*受診した日の翌日から2年で時効になりますので、お早めにお手続きください。

*受診した日に板橋区の国民健康保険以外の健康保険に加入していた方は、加入されている健康保険組合等へお問い合わせ下さい。

【申請・問合先】板橋区役所国保年金課 国保給付係

南館2階②窓口(TEL:03-3579-2404)